令和８年（フ）第３５７９号
大阪市北区豊崎４丁目６番22―1202号
債務者　中谷　　芹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６９号
大阪府東大阪市河内町６番３号
債務者　川端　莉緒
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０８号
福島県双葉郡広野町大字下浅見川字本町28番地　カエツリアルフィールド広野Ｄ―ｒｏｏｍ305
債務者　今野　榛乃
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５０号
東京都江戸川区西葛西３丁目３―26―202号
債務者　渡辺　真帆
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６１号
東京都杉並区井草３丁目16―11―302
債務者　市村　　豊
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６００号
東京都足立区鹿浜２丁目40―４―605
債務者　椎名　光裕
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４６号
東京都新宿区余丁町７―２―201
債務者　有本　哲也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６２号
東京都世田谷区世田谷３丁目19―17―302
債務者　若山　真帆
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和６年（フ）第４９号
千葉県館山市北条1758番地
破産者　有限会社山下糧穀
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和６年（フ）第５０号
千葉県館山市新宿字濵畑飛地55番地26、住民票上の住所千葉県館山市八幡54番地の10
破産者　植松　辰也
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第２号
千葉県南房総市千倉町平舘797番地
破産者　株式会社月嶋製作所
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第４５１号
大阪府貝塚市東山五丁目７番３号
破産者　株式会社クロノス
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５３２号
大阪府貝塚市東山二丁目11番２号
破産者　株式会社　中村化工
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５６号
群馬県邑楽郡大泉町仙石二丁目11番15号
破産者　創生建設株式会社
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

令和６年（フ）第３５７号
神戸市長田区東尻池町六丁目３番１号
破産者　有限会社塩野鉄工所
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９６号
北海道旭川市二条通三丁目260番地の２
破産者　株式会社トウマ生活向上企画
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３０号
福島県白河市東深仁井田字道山６番地10
破産者　医療法人緑桜会
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係